

情報提供

那医発第 288 号
令和 6 年 10 月 8 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項-その 47-」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。 ☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖 医 発 第 9 2 9 号
令 和 6 年 1 0 月 2 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 玉城研太郎

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項-その 47-

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より標記文書が発出されましたので、お知らせいたします。

本件は、認定産業の有効期限が 2020 年 2 月以降の認定産業医について設けられていた更新手続きの特例措置について、2028 (令和 10) 年 3 月末をもって終了する旨の通知となっております。

なお、最新の有効期限が 2020 年 2 月～2023 年 3 月の認定産業医については、特例措置の廃止までに 2 回更新すること、最新の有効期限が 2023 年 4 月～2028 年 3 月の認定産業医については、特例措置の廃止までに 1 回更新することが求められており、2028 年 3 月末の時点でこれを満たさなかった場合は、認定産業医の資格が失効となります。

つきましては、ご多用のところ大変恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴管下関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

■ 日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項-その 47-

(令和 6 年 9 月 27 日 日医発第 1127 号 (健 I))

※ 関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会業務 2 課 平良、高良、勢理客
TEL : 098-888-0087
FAX : 098-888-0089
Mail : g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 1127 号 (健 I)
令和 6 年 9 月 27 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
松岡 かおり
(公印省略)

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項ーその 47ー

平素より認定産業医制度の充実、推進について種々ご協力をいただき御礼申し上げます。

これまで有効期限が 2020 年 2 月以降の認定産業医については、更新手続きの特例を設けておりました (2021 年 3 月 11 日付け健 I 259 「留意事項その 38」ご参照)。

しかしながら、特例措置開始以降、新型コロナが収束に向かう中で研修会開催数や認定産業医の更新率が平常時に戻りつつあることから、日本医師会認定産業医制度運営委員会で慎重に議論をした結果、特例措置は 2027 (令和 9) 年度末 (2028 (令和 10) 年 3 月末) をもって終了することといたしました (2028 年 3 月末までに必要な単位を取得していること)。

特例措置の終了までには一定の猶予を設けておりますが、可能な限り早めに研修を受講いただくとともに、単位取得後は速やかに申請手続きを行っていただくよう、ご指導の程お願いいたします。今後、日本医師会では更新 1 年前はがき等にもコロナ特例の終了について記載するなどして認定産業医の先生方にご案内する予定ですが、貴会管下の認定産業医にも本件を周知いただきますよう、お願いいたします。

また、都道府県医師会および関係団体におかれましては、引き続き研修会の積極的な開催にご協力いただきますよう、お願いいたします。

今後とも日本医師会認定産業医制度の円滑な実施について、貴職の特段のご理解とご協力を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

記

特例措置による認定医の更新については、有効期限ごとに以下の要件を定める (詳細は別紙の通り)。

- (1) 最新の認定証の有効期限が 2020 年 2 月～2023 年 3 月の認定産業医
→ 特例措置の廃止 (2028 (令和 10) 年 3 月末) までに 2 回更新していること。
※2 回目の更新に必要な単位は 2028 年 3 月末までに取得し、速やかに申請を行う。2 回分の同時申請は不可。
- (2) 最新の認定証の有効期限が 2023 年 4 月～2028 年 3 月の認定産業医
→ 特例措置の廃止 (2028 (令和 10) 年 3 月末) までに 1 回更新していること。
※更新に必要な単位は 2028 年 3 月末までに取得し、速やかに申請を行う。

2028 年 3 月末の時点で、これを満たさなかった場合は、認定産業医の資格が失効となります。

以上

証

殿

あなたは日本医師会認定産業医
であることを証します

認定有効期間 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日

日本医師会長 ○○○○

この証は令和〇年〇月〇日 第○○○○○○○○号をもって
日本医師会の原簿に登録した

日本医師会事務局長

この証をもって、労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された
研修を修了したことを証明する

まずは、認定証にある
この日付をご確認ください。
これが有効期限です。

※コロナ特例によって有効期間5年のサイクル
が変わることはありません。

コロナ特例の終了 — 認定証の有効期限と必要な更新回数 —

- **特例措置は2027(令和9)年度末(2028(令和10)年3月末)をもって終了**^{※1)}。
- 最新の認定証の有効**期限**に対応する必要な更新回数は下記の通り。

※1) 必要な単位取得後、速やかに申請を行う。

※2) まず20単位を取得して更新し、その後改めて20単位を取得して更新をする**(2回分の同時申請は不可)**。

手元にある最新の認定証の有効 期限	必要な更新回数
2020(令和2)年2月1日～2021(令和3)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新 ^{※2)}
2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新 ^{※2)}
2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新 ^{※2)}
2023(令和5)年4月1日～2024(令和6)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2025(令和7)年4月1日～2026(令和8)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2026(令和8)年4月1日～2027(令和9)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2027(令和9)年4月1日～2028(令和10)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2028(令和10)年4月1日～2029(令和11)年3月31日	認定証の有効期限通り2028年度に更新
2029(令和11)年4月1日～2030(令和12)年3月31日	認定証の有効期限通り2029年度に更新

参考 2回更新が必要な場合のイメージ

手元にある最新の認定証の有効期限	1回目の更新で取得する認定証の有効期限	2回目の更新で取得する認定証の有効期限
2020(令和2)年2月1日 ～2021(令和3)年3月31日	2025(令和7)年2月1日 ～2026(令和8)年3月31日	2030(令和12)年2月1日 ～2031(令和13)年3月31日
2021(令和3)年4月1日 ～2022(令和4)年3月31日	2026(令和8)年4月1日 ～2027(令和9)年3月31日	2031(令和13)年4月1日 ～2032(令和14)年3月31日
2022(令和4)年4月1日 ～2023(令和5)年3月31日	2027(令和9)年4月1日 ～2028(令和10)年3月31日	2032(令和14)年4月1日 ～2033(令和15)年3月31日

認定証の有効期限通りの更新
コロナ特例終了後は

単位取得後、速やかに申請

2回目の更新に必要な単位は
2028年3月末までに取得し、速やかに申請を行う。

- 2回分まとめたの同時申請はできません。

参考 1回更新が必要な場合のイメージ

手元にある最新の認定証の有効期限		1回目の更新で取得する認定証の有効期限
2023(令和5)年4月1日 ～2024(令和6)年3月31日	1回目更新	2028(令和10)年4月1日 ～2029(令和11)年3月31日
2024(令和6)年4月1日 ～2025(令和7)年3月31日	1回目更新	2029(令和11)年4月1日 ～2030(令和12)年3月31日
2025(令和7)年4月1日 ～2026(令和8)年3月31日	1回目更新	2030(令和12)年4月1日 ～2031(令和13)年3月31日
2026(令和8)年4月1日 ～2027(令和9)年3月31日	1回目更新	2031(令和13)年4月1日 ～2032(令和14)年3月31日
2027(令和9)年4月1日 ～2028(令和10)年3月31日	1回目更新	2032(令和14)年4月1日 ～2033(令和15)年3月31日

認定証の有効期限通り
の更新
コロナ特例終了後は

更新に必要な単位は
2028年3月末までに取得し、
速やかに申請を行う。